

コード番号	1. 1. 1	業務名	個別利用ソフトウェア
事例	個別利用ソフトウェアをリストに追加するときの申請		

項目	手 続	留 意 点
① 申請	<p>手順1 情報化推進リーダーはソフトウェアの使用許諾条件を確認の上、「個別利用ソフトウェア追加申請書」と「使用許諾条件確認書」を作成し、情報セキュリティ管理者（所属長）の決裁を受ける。</p> <p>手順2 情報化推進リーダーは、各部局の情報化推進員に「個別利用ソフトウェア追加申請書」と「使用許諾条件確認書」を提出する。</p> <p>手順3 情報化推進員は部局内を取りまとめ、情報セキュリティ責任者（各部局の次長等）の決裁を受け、毎月20日までに翌月分をソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）に「個別利用ソフトウェア追加申請書」と「使用許諾条件確認書」を提出する。</p>	<p>個別利用ソフトウェアとは、特定部局等の、特定業務で使用されるソフトウェアを指す。</p> <p>追加申請書に添付されていた使用許諾条件の確認日が、追加申請書の申請日から数えて1年以内である場合でも、必要に応じて、再確認を命じることがある。</p> <p>ソフトウェアリストへの追加にあたっては、部局内でも必要性・妥当性等について十分協議すること。</p>
② 許可	<p>情報政策課内部作業</p> <p>手順1 ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）は各部局の情報化推進員に許可書を送付する。</p> <p>手順2 情報化推進員は、ソフトウェア資産管理担当者（情報政策課担当者）から届いた許可書を情報セキュリティ責任者（各部局の次長等）に供覧し、申請所属へ送付する。</p>	<p>コード番号1. 1. 2につづく</p>

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

8 対象資産の管理

(1) 利用可能ソフトウェア及び禁止ソフトウェアの決定

② 個別利用ソフトウェア

ア 副統括責任者は、部局等からの要請に従い、個別利用ソフトウェアを定めなければならない。

イ 資産管理者は、個別利用ソフトウェアを定める際は、使用許諾条件及びソフトウェアの性質を確認し、対象範囲及び社会に対し不利益をもたらさないソフトウェアであることを確認し、副統括責任者に報告しなければならない。

ウ ドライバー・更新プログラム等は、原則として個別利用ソフトウェアとして扱う。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

3 ソフトウェアリストへのソフトウェアの追加及び公表

(1) ソフトウェアリストへソフトウェアを追加する際の手続

② 個別利用ソフトウェア

ア 個別利用ソフトウェアの追加

セキュリティ管理者及びシステム管理者（以下「セキュリティ管理者等」という。）は、新たに個別利用ソフトウェアを追加する際は、副統括責任者の承認を得なければならない。

なお、副統括責任者は、必要に応じて、セキュリティ責任者に対し、改善を命じることができる。

イ 使用許諾条件の確認

セキュリティ管理者等は、当該ソフトウェアの使用許諾条件を確認し、「個別利用ソフトウェア追加申請書」に必要事項を記載の上、「使用許諾条件確認書」を添付し、副統括責任者に申請しなければならない。

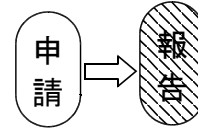
④ 使用許諾条件の確認日の確認

ア 使用許諾条件確認書の確認日の制限

使用許諾条件の確認日は、「標準ソフトウェア追加申請書」又は「個別利用ソフトウェア追加申請書」（以下「追加申請書」という。）の申請日から数えて1年以内でなければならない。

イ 使用許諾条件の再確認命令

副統括責任者は、追加申請書に添付された使用許諾条件の確認日が、追加申請書の申請日から数えて1年以内である場合でも、必要に応じて、申請者又は報告者に対し、再確認を命じることができる。



コード番号	1. 1. 2	業務名	個別利用ソフトウェア
事例	個別利用ソフトウェアをリストに追加したときの報告		

項目	手続	留意点
③ 報告	手順1 ソフトウェア資産管理担当者(情報政策課担当者)は、前月分を毎月10日までに「ソフトウェアリスト」に反映する。	コード番号1. 1. 2のつづき フリーソフトウェア等で、動作検証等が十分でないものについては、左記によらず、一定のモニタリング期間を設けることとする。

根拠規程

【宮崎県ソフトウェア資産管理基準】

8 対象資産の管理

(1) 利用可能ソフトウェア及び禁止ソフトウェアの決定

② 個別利用ソフトウェア

- ア 副統括責任者は、部局等からの要請に従い、個別利用ソフトウェアを定めなければならない。
- イ 資産管理者は、個別利用ソフトウェアを定める際は、使用許諾条件及びソフトウェアの性質を確認し、対象範囲及び社会に対し不利益をもたらさないソフトウェアであることを確認し、副統括責任者に報告しなければならない。
- ウ ドライバー・更新プログラム等は、原則として個別利用ソフトウェアとして扱う。

【宮崎県ソフトウェア資産管理手順書】

3 ソフトウェアリストへのソフトウェアの追加及び公表

(1) ソフトウェアリストへソフトウェアを追加する際の手続

② 個別利用ソフトウェア

ア 個別利用ソフトウェアの追加

セキュリティ管理者及びシステム管理者(以下「セキュリティ管理者等」という。)は、新たに個別利用ソフトウェアを追加する際は、副統括責任者の承認を得なければならない。

なお、副統括責任者は、必要に応じて、セキュリティ責任者に対し、改善を命じることができる。

イ 使用許諾条件の確認

セキュリティ管理者等は、当該ソフトウェアの使用許諾条件を確認し、「個別利用ソフトウェア追加申請書」に必要事項を記載の上、「使用許諾条件確認書」を添付し、副統括責任者に申請しなければならない。

④ 使用許諾条件の確認日の確認

ア 使用許諾条件確認書の確認日の制限

使用許諾条件の確認日は、「標準ソフトウェア追加申請書」又は「個別利用ソフトウェア追加申請書」(以下「追加申請書」という。)の申請日から数えて1年以内でなければならない。

イ 使用許諾条件の再確認命令

副統括責任者は、追加申請書に添付された使用許諾条件の確認日が、追加申請書の申請日から数えて1年以内である場合でも、必要に応じて、申請者又は報告者に対し、再確認を命じることができる。